

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左及び 地域振興局 (同左及び林務課又は森林保全課)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分	局長 (環境局長及び 地域振興局長)
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第21条第4項		法令番号	C	3 3 - 0 4 5	
許認可等の種類	県立自然公園の特別地域内における行為の許可		備考			

審査基準

審査基準等 別添「熊本県立自然公園の許可、届出等の取扱要領」 別添「熊本県立自然公園「審査指針」及び「細部解釈及び運用方法」」	
未設定の理由又は公表できない理由	備考

標準処理期間

決裁区分	経由機関		処理機関	日数計 (A)+(B)	未設定の理由	備考
	名称	日数 (A)	日数 (B)			
本庁	地域振興局	14日	30日	44日		標準処理期間中、次に掲げる日数は標準処理日数に算入しない。 ・申請に係る文書の不備等による申請者等への照会に要する日数 ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同31日までの日数
地域振興局	なし		14日	14日		

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分	環境局長
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第53条		法令番号	C	3 3 - 0 4 5	
許認可等の種類 損失の補償	備考					

審査基準

審査基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 請求の性格上、個別具体的な判断をせざるを得ないため未設定。	備考

標準処理期間

経由機関		処理機関	日数計 (A)+(B)	未設定の理由	備考
名称	日数(A)	日数(B)			
なし				個別の請求事案により事実確認等審査に要する期間が様々であり、標準処理期間を定めることが困難なため。	

( 様式 2 )

不利益処分 ( 法律・条例等に基づくもの ) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分	環境局長				
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第31条第2項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5
不利益処分の種類 県立自然公園の普通地域内における行為の禁止等			備考							

処分基準

処分基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 行為の内容が多様であり、基準の設定が困難なため未設定。	備考

( 様式 2 )

不利益処分 ( 法律・条例等に基づくもの ) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・ <b>専決</b>	処分の 決裁区分	環境局長				
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第31条第2項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5
不利益処分の種類 県立自然公園の普通地域内における行為の禁止等			備考							

処分基準

処分基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 行為の内容が多様であり、基準の設定が困難なため未設定。	備考

( 様式 2 )

不利益処分 ( 法律・条例等に基づくもの ) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・ <b>専決</b>	処分の 決裁区分	環境局長				
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第32条第1項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5
不利益処分の種類 県立自然公園内行為に係る原状回復、代替措置命令			備考							

処分基準

処分基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 行為の内容が多様であり、基準の設定が困難なため未設定。	備考